

表現の自由に対する刑事弾圧を許さない決議

- 1 いま、表現の自由に対する刑事弾圧とのたたかいが繰り広げられている。
イラク戦争反対のビラを自衛隊宿舎に配布したことで逮捕起訴された立川テント村事件は、東京地裁八王子支部における無罪判決が東京高裁で覆され、現在最高裁で審理が続けられている。
議員活動報告が戸別訪問違反に問われた大分の公選法違反大石事件、国家公務員が休日勤務外で政党ビラを配布したことが国公法に違反するとされた国公法堀越事件、卒業式で日の丸・君が代の強制に反対を呼びかけた行為が威力業務妨害に該当するとされた板橋高校事件では、いずれも一審で不当な有罪判決が言いわたされたため、たたかいは高裁へと移されている。
政党ビラ配布のためマンションの共有部分に入った行為が住居侵入に該当するとして逮捕起訴された葛飾事件は、弁護団、支援者らの奮闘によって、画期的な無罪判決を獲得することができたが、その後検察側が控訴したため、同じくたたかいは高裁へと移っている。そのほか、堀越事件と同様、国家公務員法違反で起訴された宇治橋事件も、現在、東京地裁でのたたかいが続いている。
- 2 政府は、次々と国民の運動を弾圧するとともに、マスコミによって増幅され、国民の中にも浸透してきた、いわゆる「体感治安の悪化」などを最大限に利用して、表現の自由に対する大幅な制約もやむを得ないという世論の形成をはかろうとしている。
しかし、表現の自由に対する警察の弾圧が住民の意思をも無視した行きすぎであることは葛飾事件の一審無罪判決に示されている。表現の自由は、国民の自己実現にとって重要な人権であるだけでなく、わが国の平和と民主主義にとっても、極めて重要な憲法上の権利である。とりわけ、9条改憲によって日本を戦争する国にしようとする勢力が、改憲手続法の成立を目論んでいる今日、改憲を押しとどめ、日本国憲法の有する平和主義、民主主義といった価値を広く国民世論に訴えるためには、国民一人一人が自由に自らの意見を表明できる権利としての表現の自由が、決定的に重要となってきた。
このように表現の自由に対する制限を強化し、とりわけ、これを警察権力をもって弾圧するのは、基本的人権を侵害する憲法破壊に他ならない。それは、改憲に反対する国民の自由な意見表明を封じるものであり、改憲の先取りといわざるを得ないのであって、断固として許してはならない。
- 3 自由法曹団は、表現の自由を擁護するため、すべての刑事弾圧裁判闘争に勝利するとともに、これ以上刑事弾圧を許さないため、広く国民とともに全力をあげてたたかうものである。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会